

令和4年度第1回

北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2022年6月1日（水）午前10時開会
場 所：北海道庁別館 4階 第3研修室

1. 開 会

○事務局（佐々木課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、また、お足元の悪い中をご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

気候変動対策課の佐々木でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

本日は、所属委員、専門委員11名のところ、オンラインの参加の方も含めて、現状で10名にご出席いただいております。あと1名、まだつながっていないようでございますが、オンライン参加という形になってございますので、後ほどご出席いただけるものと存じます。

北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項に定めます所属する委員及び専門委員の過半数を満たしておりますことから、当部会は成立することをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、気候変動対策担当局長の竹本よりご挨拶申し上げます。

○竹本気候変動対策担当局長 おはようございます。竹本と申します。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

昨年度は、10月の第1回を皮切りに、今年の2月までに計5回、この部会でご審議をいただきまして、今年の3月に北海道地球温暖化対策推進計画の改定をさせていただくことができましたことを、改めて感謝を申し上げます。

本日は、昨年度からの継続案件でございます地球温暖化防止対策条例の見直しと地域脱炭素化の促進区域の基準、これは新しく温対法で定められたものですが、これについて引き続きのご審議をお願いしたいと考えております。

なお、本日から、2名の退任がありましたので、新たにこの部会に、北大の山中先生、専門委員として森林総合研究所の溝口様に部会に加わっていただきました。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、前部会長の藤井委員が退任されましたので、新たな部会長を選任いただくことからスタートになりますが、新しい部会長の下、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木課長） ただいま、竹本よりご紹介差し上げましたが、新しい委員お二人にご就任いただきましたので、ご紹介申し上げます。

まず、審議会委員といたしまして、北海道大学大学院地球環境科学研究院教授でおられます山中康裕様でございます。よろしくお願いいたします。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所寒地環境保全研究グループ長でいらっしゃいます溝口康子様です。

お二方、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1の条例の見直しに係る資料でございます。続きまして、資料2の促進区域に係る資料でございます。参考資料として1から7、それぞれの右肩に番号を付しております。いずれもホチキス、クリップ止めしている複数枚の資料でございます。

配付漏れがございましたら、事務局までお申し付けいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、本日もオンライン参加でご出席いただいている委員がいらっしゃいます。

オンライン開催の留意事項についてでございますが、回線容量を圧迫せず、スムーズに会議を進行するために、ご発言されない間は、お手数ですが、マイク、ビデオをオフにさせていただくようご協力をお願いいたします。また、ご発言される際につきましては、手を挙げるボタンを押していただきますか、もしくは、発言のお申出をいただき、部会長の発言許可を得た後にご発言いただきますようお願いいたします。

その際、マイクとビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

また、本日、本部会所属以外の委員によりますオンライン傍聴の実施をしております。

先ほど確認いたしましたところ、お二方に傍聴いただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○事務局（佐々木課長） それでは、ここから議事に移ります。

藤井部会長がご退任されましてから初めての部会でございますので、部会長が選任されるまでの間、規則に基づきまして、私が進行を務めさせていただきます。

まず、本日の議題（1）の部会長の選出及び部会長代理の指名についてでございます。

北海道審議会条例など関係資料におきまして、参考資料7という一番末尾に添付している資料がございますので、お手数ですが、そちらをご参考にしていただければと思います。

一番最初のページは環境審議会の条例に係るものですが、1枚おめくりいただいて、3ページに環境審議会の条例施行規則と書いてあるペーパーがあるかと思います。その中段でございますが、第2条の3におきまして、部会長は部に属する委員及び専門委員のうちから互選するという形になってございます。

互選の方法につきましては、推薦により行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（佐々木課長） ありがとうございます。

それでは、部会長につきまして、どなたかご推薦をお願いしたいと思います。

○小林（良）委員 道経連の小林でございます。

部会長には山中委員がふさわしいと思いますので、推薦申し上げます。

○事務局（佐々木課長） ただいま、山中委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(佐々木課長) それでは、異議なしということですので、部会長につきましては山中委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、部会長代理の指名についてでございますが、代理につきましては、部会長が指名していただく形になってございます。

山中部会長からご指名をお願いいたします。

○山中部会長 部会長代理については、引き続き東條委員にお願いしたいと思います。東條委員、いかがでしょうか。

○東條委員 部会長代理を謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局(佐々木課長) ありがとうございます。

それでは、東條委員、部会長代理をよろしくお願いいたします。

議事(1)につきましては以上でございます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山中部会長にお願いしたいと思いますので、席のご移動をよろしくお願いいたします。

[部会長は所定の席に着く]

○山中部会長 ただいま、部会長に指名していただきました山中です。よろしくお願いいたします。

少し長めの挨拶をさせていただこうかと思います。

実は、15年前、2007年、ハイリゲンダムのサミットがあつて、そこで2050年温室効果ガス排出量半減を検討というところから始まって、2008年に洞爺湖サミットがあつて、北海道で行われるということもあつて、議員立法の形で、今回、見直しを考える条例がつくられまして、その下で北海道環境審議会の温暖化対策部会長を務めておりました。それ以来の再任となります。

世界は目まぐるしく変わりまして、今、14年前ぐらいにつくられた条例を見直さなければいけないという段階にあります。そのときに議論されていたのは、京都議定書をどう進めていくかということなのですが、1990年、CO₂相当では30ギガトンという値でした。そのときの考えでは気温上昇を2℃にしましょう、だから半減なんだと、今の値で推定すると(2050年排出量は)19ギガトンという値になりますので、確かに半減近くだと思います。

ところが、2015年に決まったパリ協定で、カーボンニュートラルにしましょう、1.5℃を目指しましょうということになると、(2050年排出量は)7ギガトンまで下がります。30ギガトンを7ギガトンにするので、4分の1にするのねというと、さにあらずです。今まで、京都議定書を含めて、確かに先進国が現状よりも減らしたのです。でも、今の世界全体は、何と55ギガトンまで上がりました。つまり、(1990年排出量の)2倍近く上がってしまったのです。そういう状況にあります。

半減ではなくて、本当にカーボンニュートラルにしましょう、55ギガトンから7ギガ

トンにしましょうということを考えたときには、完全なるゲームチェンジです。つまりルールが変わったわけです。

だから、半減ということであれば、省エネでいけるはず、あるいは努力でいけるはずなのです。しかし、カーボンニュートラル(北海道ではゼロカーボンという言い方ですが)にするためには社会も大きく変わらなければいけません。

昨年に行われたCOP26では、化石燃料をフェーズアウト(phase-out)、廃止から、フェーズダウン(phase-down)、段階的削減という言葉に変わり、実際にCOP26の去年の段階で先進国が約束したものをNGOが換算すると、44ギガトンまでしか減らないのです。気温上昇1.5℃の7ギガトンや2.0℃の19ギガトンですから、それに比べて6倍とか2倍という値しか約束されていません。その中で、北海道は頑張っ、カーボンニュートラル、ゼロカーボンを目指そうというわけです。

私は、今まで、2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会の座長をしていて、そこでは2050年の社会がどう変わるかということを議論していたのですが、今回、2030年に向けた温暖化対策部会長をご指名いただいたので、少し頭の切替えが必要だなというふうに感じているところです。

次年度から部会長になるとは思っていませんでしたが、最後の第5回温暖化対策部会に出させていただいて、高校生のAさんに発言していただきました。そのことをもう一回共有させていただきたいと思うので、少し時間をいただきたいと思います。

私が昨年12月に気候次世代100人会議in北海道というものを行って、そのときに参加されたAさんの「北海道庁に私たちの声が届いて実際に対策を練ってくれるというものでしたが、中には、若者の声を聞くだけで満足し、実際に取り組んでもらえないものがあると感じました。世界を良くしようとするバトンは受け継がれていくはずのもので、それを私は受け取りたいのですが、国や地方を動かすことができる今の大人たちは、そのバトンをどこにしまっておいているのだろうと思っています。北海道の若い世代が自分の未来と北海道の未来を考えるために、まずは大人が率先して行動で示し、それとともに未来を考えていくための知識を学ぶことができる環境をつくってほしいと思います。」という言葉です。

今回議論する条例は、当然、2030年までの、昨年度の藤井部会長を中心として48%削減の計画を前提としています。条例として、その計画を裏付ける2050年を見据えて着実に減らすということとともに、2050年を見据えた仕組みづくりも条例の中に入れていければよいという気持ちもあり、今回、委員を引き受け、さらに部会長になりました。

若者が作った、多世代で未来を考えるための知識を学ぶことができる場みたいなものを裏付ける条例に入れるとともに、単に削減だけではなくて削減を支える北海道の地域活性として、地域での再生可能エネルギーや農業や林業などを支える産業がしっかりと我々の暮らしを支え、その中にゼロカーボンを入れていくというものが条例の中から酌み取れるようなものがあるといいかなと思います。

ここまでの私の挨拶です。長くなりましたが、次の議事に入っていこうと思います。

議事（２）北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（矢花課長補佐） 道の気候変動対策課の矢花と申します。よろしくお願いいたします。

私から、資料１の北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについてという資料に基づきまして、２０分程度でご説明申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、３ページ目でございます。

部会の経過ということで、これまでの経過が出ております。

昨年１０月に北海道環境審議会に諮問がされまして、その後、令和３年度第１回の部会が１０月２５日に開催されまして、その後、条例の審議につきましては、第３回、第５回の部会でそれぞれ３回の議論がされたところでございます。これまで、主な論点の整理ですとか、排出量報告制度に関する規定、自動車使用に関する規定、機械器具に関する規定、建築物に関する規定についてご議論いただいたところでございます。下の４ページ目のところに、これまでの主な意見ということで、主なご意見を掲載しているところでございます。

ページをめくっていただきまして５ページ目ということで、本日ご議論いただく事項についてということですが、五つの各論についてご説明させていただきますので、ご意見を頂戴できればと考えているところでございます。

五つ載せてございます。

再生可能エネルギーに関する規定、森林保全等の規定、ライフスタイル等の規定、気候変動適応の規定、その他（ゼロカーボンの基盤づくり等）といったところでございます。

また、６ページ目以降に全体論点を前回同様お示ししておりますので、これにつきましても、ご意見等がございましたらご議論いただければと考えてございます。

その後、事業者アンケート結果、地域団体との意見交換を進めているところでございますけれども、ご報告させていただきます。

全体の論点ということで、６ページ目、７ページ目、８ページ目に出ていますので、ご覧いただければと思います。

本日の議論の論点でございます９ページ目の各論（再生可能エネルギー）について、①というところをご覧いただきたいと思っております。

再生可能エネルギーにつきましては、道条例の規定で、現在も事業者とか道民に対しまして再生可能エネルギーの利用推進の努力義務というところを位置づけております。また、エネルギー供給事業者につきましては、再生可能エネルギー計画書、達成状況報告書の作成、提出を義務づけておまして、これを公表しているところでございます。

主な論点ということで、北海道の再生可能エネルギーの最大限の活用に向けて、どのような制度や規定が考えられるのかといったところでございます。

国と道の温暖化対策計画ということで、国の計画の主な内容ということで、再生可能エネルギーはエネルギー転換部門の地球温暖化対策に必要不可欠となっております。

また、国の高度化法に基づきまして、小売電気事業者に販売する電力のうち、再エネ電力の占める割合を増加させるという規定がございます。

また、道計画におきましても、豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用というものが位置づけられているところでございます。

10ページ目に参ります。

道条例の現状の報告制度についてでございます。

次の特定エネルギー供給事業者に対しましてということで、真ん中に囲みがございませけれども、北電などの小売電気事業者、一般送配電事業者というのはほくでんネットワーク、右側でございます登録特定送配電事業者というのは、北海道におきますと王子製紙株式会社の一つとなっているところでございますけれども、これら特定エネルギー供給事業者につきまして、北海道におきましては、規模要件を定めることなく再生可能エネルギーの供給量の拡大を図るための目標とか方針、それらの措置について計画、また、達成状況の報告書を作成し、知事に提出を義務づけ、それらを公表しているところでございます。

そういった報告をいただいているところでございますけれども、国におきましては、高度化法に基づいて一定規模以上の事業者に対して報告を義務づけておりまして、一部、報告が重なる部分もあるということで、11ページ目をご覧いただきたいと思っております。

高度化法と道条例の報告制度の比較ということでございますけれども、高度化法におきましては、規模要件ということで、供給量5億キロワット以上の電気事業者を対象としているところでございます。道条例におきましては規模要件はない、国におきましては、公表制度はないのですけれども、道条例におきましては公表しているといった違いがございます。

12ページ目をご覧いただきます。

道と他府県の報告制度の比較となっております。

この中をご覧いただきますと、5都府県におきまして報告制度を規定しており、この中の全ての都府県で小売電気事業者を対象としているところでございます。

報告項目につきましては、消費者に対する再エネ利用促進の取組や、再エネの種類別調達量というものを報告している規定がございます。また、再エネの地産地消により、地域資源の有効活用を促進するような規定も見られるところでございます。

13ページ目をご覧いただきます。

再生可能エネルギー見直しの論点（検討イメージ）というところでございます。

こういった他県の状況などを踏まえまして、道としてどんなことが考えられるのかということでございますけれども、①報告制度の意義・項目拡充についてということで、道条例におきましては、報告制度に規模要件がないことから、事業者を広く対象としていると

いうところがございます。また、公表を行うことで、事業者の意識喚起とか温暖化対策の取組を広げる意義があると考えているところがございます。

また、事業者からの報告項目についてでございますけれども、さらなる再生可能エネルギーの供給拡大を図るために、消費者に対する再エネ利用促進の取組や、電気供給量に占める道内の再エネの種類別調達量などを報告項目に追加するということも考えられるのではないかとといった論点でございます。

②としまして、小売電気事業者からの情報提供についてということでございます。

消費者の再エネ電力の利用をさらに促進していくために、小売電気事業者から、再エネ比率を表示した電力メニューの提供、また、供給電力に占める再エネ割合などの情報の消費者への周知に努めるといった規定を加えることも考えられるのではないかと考えております。

③としまして、再エネの地産地消の推進ということで、地域資源を活用したエネルギーを地域で有効活用するといった規定を考えてはどうかということでございます。

14ページ目に参りまして、各論（森林保全等）についてでございます。

現在、道条例におきましても、森林保全等の規定ということで、事業者とか道民に、森林保全整備、道産材の利用推進の努力義務を位置づけているところがございます。さらに、森林吸収源の最大限の活用に向けてどのような規定が考えられるのかということでございますけれども、下の囲みで、全国の森林面積の22%を北海道が占めているということで、二酸化炭素吸収源として重要な役割を果たしており、また、国と道の計画におきまして、吸収源としまして、森林とか藻場、ブルーカーボンを規定しているところがございます。

また、北海道の森林づくり条例で、森林整備、保全、地域材の利用促進といった規定もあるところがございます。

15ページ目をご覧くださいまして、道と他府県の規定の状況でございます。

他県では、温対条例制定の半数以上の県で、森林の保全、整備や木材の活用の規定が導入されている状況でございます。また、徳島県におきましては、藻場の再生、造成といった規定が見られるところがございます。

16ページ目でございます。

森林保全等の見直しの論点でございます。

①として、森林の保全や整備、木材の活用に関する規定についてです。

全国一豊かな森林資源に恵まれ、広大な森林などの吸収源を最大限活用するため、森林の保全や整備、木材の活用について引き続き規定するということが考えられるのではないかと。

②として、藻場（ブルーカーボン）に関する規定についてです。

藻場・干潟といった沿岸生態系などの自然環境は、二酸化炭素を吸収し、炭素を固定する機能があることから、藻場の再生、造成等の規定を加えるといったことも考えられるのではないかとということでございます。

17ページ目をご覧ください。

ライフスタイル等についてでございます。

現在、道の条例におきましては、ライフスタイル関係の規定としまして、行事・催し等における環境配慮の取組の促進とか、地球温暖化防止行動の促進や行動への支援とか、環境物品等の購入等の促進、冬期・夏期における取組の推進などを位置づけているところでございます。さらに、ライフスタイル、ビジネススタイル、また、社会システムの脱炭素化に向けてどのような規定が考えられるのかということです。

また、本道におきましては、排出量に占める家庭部門での割合が全国に比べて高い状況にございますので、さらなる削減に向けて脱炭素型ライフスタイルへの転換を進めていく必要があると考えているところでございます。

18ページ目に、現行の道条例や国の規定を載せてございます。このような規定があるということでございます。

19ページ目をご覧ください。

道と他府県のライフスタイル等の規定の比較でございます。

4府県におきまして、エネルギー使用量（温室効果ガス排出量）の把握に努めるといった規定がございます。また、廃棄物の発生抑制を図ることに努めるといった規定があるところでございます。

また、ほかの規定としましては、冷暖房時の温度とか農林水産物のほかに、エネルギーも含めた地産地消を規定しているものもあるところでございます。

20ページ目をご覧ください。

見直しの論点でございます。

①エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の見える化についてでございます。

脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、道民一人一人の意識改革や行動変容を促すため、道民や事業者のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の把握に努めるといった規定を設けることも考えられるのではないかと。

②廃棄物の発生の抑制についてということで、日常生活や事業活動における廃棄物の発生の抑制に努めるといった規定を考えてはどうか。

③再エネの地産地消の推進について（再掲）ということで、地域資源を活用したエネルギーを地域で有効活用していくといった規定を考えてはどうかというところがございます。

21ページ目をご覧ください。

各論（気候変動適応）についてでございます。

気候変動につきましては、現在、道の条例において規定はないところでございます。

平成30年に適応法が制定されたことから、この緩和と適応を両輪で進めるということで、どのような規定が考えられるのかというところでございます。

道におきましては、2020年3月に気候変動適応計画を策定したところでございまして、この計画の中でも、緩和と適応の両輪で推進するという位置づけをしております、

条例におきましても、適応策の推進について規定する必要があると考えられると思っております。

22ページ目でございます。

他府県との比較でございます。

他県におきましても、適応施策の推進につきましては、8都府県で規定をしているところでございます。また、適応の取組の推進に向けて、情報収集・分析、提供等の役割を担う気候変動適応センターの設置についても3県で規定している状況でございます。

23ページ目をご覧ください。

気候変動適応の論点（検討イメージ）というところでございます。

国では気候変動適応法が制定されまして、道でも計画を策定しているところでございます。この緩和と適応を両輪で推進するために、北海道におきましても、気候変動適応についてしっかり位置づけることが考えられるのではないかとということです。

また、気候変動適応センターにつきましては、ゼロカーボンを目指すに当たっても重要な役割を担うことから、この設置についての位置づけが考えられるのではないかと思っております。

続きまして、24ページ目でございます。

その他（ゼロカーボンの基盤づくり等）についてでございます。

ポイント・論点とございまして、三つ掲げていますけれども、環境と経済・社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現を図るためにはどうしたらいいか、また、脱炭素を産業の活性化につなげていく、脱炭素の基盤の強化を図っていく、このためにはどのような規定が必要なのかということで4点載せておりますけれども、この後、ご説明いたします。

25ページ目をご覧ください。

ゼロカーボンの人づくり・地域づくりといったところでございます。

点線の囲みの中に、他県条例の状況ということで、他県ではこんな項目を位置づけているというものを載せてございます。この中では、専門人材の育成とか環境教育の推進、産業の育成などを規定している事例が見られます。

次の青囲みですけれども、地域経済の活性化につなげる産業別の取組でございます。

食産業、観光産業については、農林水産業における排出削減とか食品ロス削減、地産地消、旅行者による排出削減などが規定されている事例があるところでございます。

26ページ目をご覧くださいまして、エネルギー産業についてでございますけれども、再生可能エネルギーへの転換ですとか利用の推進、また、エネルギーの地産地消などを規定している例が見られます。

その下へ行きまして、循環産業についてでございます。

廃棄物の排出削減ですとかプラスチックの資源循環などが規定されているものがございます。

27ページ目をご覧ください。

林業、水産業についてでございます。

CO₂吸収源対策となる森林保全・整備ですとか、藻場の育成、木材の地産地消などが規定されているものがございます。

下に参りまして、排出量の見える化に関する取組というところですがけれども、温室効果ガスの排出状況ですとかエネルギー使用量の把握など見える化を通じまして、県民の意識の向上を図って自主的な行動を促進し、排出削減の取組に努めるような規定が見られるところがございます。

28ページ目でございます。

こういったゼロカーボンの基盤づくりなどについての論点でございます。

①ゼロカーボンの人づくり・地域づくりについてでございますけれども、ゼロカーボンに寄与する専門知識や技術を有する人材の育成などの規定を検討してはどうか、また、地域資源を有効活用した再エネの地産地消など、持続可能な地域システムの推進などを検討してはどうか、また、②として、地域経済の活性化につなげる産業別の取組についてということで、食、観光、エネルギー、林業、水産業など、本道経済と関わりの深い産業と脱炭素を結びつけて取組を促すことで、地域経済の活性化と温暖化対策を同時に実現していくといった規定を考えてはどうなのか、③として、排出量の見える化に関する取組についてということで、CO₂排出量の見える化によりまして、意識改革とか行動変容につなげて、道民一人一人の脱炭素化の理解促進と実践を図って、家庭や事業所における取組の促進を図るような規定が考えられるのではないかと、④その他として、本道の地域特性でございます広域分散とか積雪寒冷に対応した規定が考えられないのかというところがございます。

29ページ目をご覧ください。

事業者アンケートの結果についてでございますけれども、委員の皆様方には事前に情報提供をしているところがございますけれども、昨年12月から1月にかけて、ゼロカーボン北海道推進協議会の構成団体を通じまして、会員企業の皆様にアンケートを取りまとめた結果でございます。回答につきましては、377事業者からあったところでございます。

主な点をかいつまんで説明しますと、②脱炭素化に向けた社会の捉え方ということで、「脱炭素化に向けた動きが加速していることを感じている」というのが7割、「今後、事業をするうえで脱炭素化は必須」というのが5割の回答がございました。

また、③温暖化対策としてどのような取組を行っているか・行いたいかということで、省エネ機器や次世代自動車の導入に取り組まれており、今後、再エネの導入を進めていきたいという回答が多かったです。

④再エネへの関心／再エネの導入への課題・目標でございますけれども、約8割が再エネ導入への関心を持っているということで、ただし、目標設定をしているのは約1割しか

ないといったことをございます。

⑤温室効果ガス排出量（削減目標）の把握（設定）・公表についてでございますけれども、「把握している」は約4割、把握していないところにつきましては、方法が分からないとか、知識、時間不足が課題というところが挙げられてございます。

⑦レコーディングダイエット形式の温室効果ガス排出量削減への取組についてでございますが、「取り組みたい」といった回答が約8割となったところでございます。

⑧ですけれども、脱炭素社会の実現に向けた社会・経済の変化による貴社への影響ということで、「プラス・マイナス両面の影響が考えられる」というのは約4割の回答があったところでございます。一方で、「わからない」といった回答も3割あったということです。

⑨脱炭素社会の実現に向けて、道に推進を期待するものということで、「北海道の特徴や優位性を生かしたイノベーションを実現・展開」というところに約4割の方々の回答があったところでございます。

30ページ目につきましては、考察ということで、今のまとめを載せております。

31ページ目をご覧くださいまして、意見交換会ということで、ただいま条例の見直しの検討に当たりまして、道内の経済団体やエネルギー関係団体、地域に出向きまして、市町村とか各地域の主要産業の関連団体の皆様方などに幅広く意見を聴取するため、意見交換会を開催しているところでございます。

団体につきましては5月6日から開催しており、地域につきましては5月30日から開催しており、右側でございます6圏域を基本とした6市で意見交換会を開催しているところでございます。

最後に、32ページ目でございますけれども、今後のスケジュールでございます。

これまで、昨年10月から3回の部会でご議論いただきまして、本年度につきましては、本日が1回目のご議論をいただきまして、次回の2回目の部会を7月上旬に考えているところでございます。その後、3回目の部会でもさらにご議論をいただきまして、その後、審議会の親会での答申を考えているところでございます。

今回は7月上旬ということで、条例骨子のたたき台のご議論を予定しているところでございます。

私からの資料1の説明については以上でございます。

○山中部会長 ありがとうございます。

ここまでの事務局の説明です。今からみなさんの意見を伺いますが、たくさんありますので、各論について順次やろうと思えます。その際、一番見ていただきたいのは、まず5ページ目です。

5ページ目に、本日ご議論いただきたい事項がありまして、1として、①から⑤がございます。そして、各論ごとに、例えば、再生可能エネルギーに関しては9ページ目から始まるのですが、各論の最後の13ページ目に検討イメージというものがあります。その頁

を中心として議論することをイメージしているということです。そのような順番で進めていきたいと思えます。30分間程度でやりたいと思うので、五、六分間ずつ、一つずつ進められればと思えます。

では、最初の再生可能エネルギーに関するところ、6ページ目から13ページ目辺りで何かご意見があれば伺います。よろしくお願ひします。

○小林（ユ）専門委員 再生可能エネルギーのことについてですけれども、13ページの検討イメージのところに、小売電気事業者からの情報提供についてということなので、メニューですとか再エネの割合があるのですが、電源構成についても、ぜひ情報提供を受けて、報告の中に入れていただければと思えます。

他府県でも電源構成を入れられておりますし、長野県では非常に細かく、再生可能エネルギーの種類割合までも、しっかりと公表されているところがございます。

もう一つ気になる点は、10ページに道条例の現状とありまして、規模要件なく対象として知事に提出を義務づけとありますけれども、こちらの対象はどのように把握をされて、現状どういった報告状況なのかということ把握されているのであればお示しいただければと思えます。

せつかくこういう制度がありまして、どのように公表されているのか、あるいは、事業者がきちんと対応しているのかということが分からないと、絵に描いた餅になってしまうのではないかと思っています。

また、条例のほうでは、事業者と道民に対して再エネの利用に取り組みましようとする努力義務がありますけれども、道については、導入を進めるということで、利用について触れられていません。道も大量にエネルギーを消費する事業者でありますので、道も事業者、道民に努力義務を課するのであれば、まずは道が率先して利用を進めることが必要ではないかと思っております。

その点について、もしご回答があればいただければなと思えます。

○山中部会長 事務局から回答をお願いします。

○事務局（矢花課長補佐） ありがとうございます。

まず1点目、小売電気事業者に対して電源構成の比率も入れてほしいといったご意見がございましたので、そういったものも考えていきたいと思っております。

また、対象となる報告事業者をどのように把握されているのかということですが、小売電気事業者につきましては、国のほうで認められている事業者が公表されていますので、その事業者で、北海道を電気小売の地域として指定しているところがございますので、そこで把握しているところがございますけれども、60事業者ほどあるように我々では把握しているところがございます。

また、実際の報告については、提出を促すため、そういった事業者に連絡するなどの取組もしているところですが、十分な周知がされていないという反省点はあるのですけれども、令和3年度におきましては、18事業者からの報告があったところがございます。

もう1点、再エネの利用促進について、道の組織として自ら率先しての利用が必要ではないかというご意見を頂戴しました。我々としましても、道の庁舎などにおきまして、再生可能エネルギーの導入とか、率先的に使っていけるように進めていきたいと考えているところでございます。

○事務局（竹本局長） 道の再エネの率先利用について補足いたします。

道も、自らの事務事業の削減ということで、2030年の目標として、全道は48%ということでお決めいただきましたけれども、道はもうちょっと上の50%削減を目指しておりまして、なかなか難しいのですけれども、再エネ電力の調達ですとか太陽光パネルの設置、これをPPA事業としてできないかという可能性の調査を今年度からやっているところで、再エネ電力については、今、ウクライナ情勢の関係でどこも電力の調達が非常に難しくなっているところではあるのですけれども、何とかできないかというところでやっております。

条例にも、率先して道自らの事務事業に関して脱炭素化というところを盛り込んでいければと考えております。

○小林（ユ） 専門委員 ありがとうございます。

ぜひ進めていただければと思いますし、事業者の報告も道庁さんのホームページのかなり深くまで行かないと分からないところもありますので、分かりやすいように示していただければ、事業者、道民の選ぶ判断基準にもなると思います。よろしく願いいたします。

○山中部会長 私も同様の意見があります。

いわゆる点検報告には、道がどう取り組んでいるかが載っていますし、その前の計画にも書かれていますので、その上位に位置づけられる今回の条例にも、道はここまでやらねばならないという、数字ではないとてもよいと思いますが、そういうものを入れていただくといいと思います。

もう一つは、若者への調査でも再生可能エネルギーは使いたいという意見が非常に多いのですが、実際にどうやって選べばいいのかという視点です。

確かに、各電力提供の会社がこれを使いなさいみたいな形で宣伝していますが、実は、それは与えられたものを選ぶだけの話になっています。若い人を含めた道民のひとり一人がどういうふうに将来選びたいのかという意見表明ができる場所が必要と思います。

ですから、後の人材育成のほうでも同じなのですけれども、こういうエネルギーをどう使いたいかということ議論する場を常設的に、1年に1回は道民会議を開くとか、そういうものもあったほうがいいと。会議を開けばいいというものでもないのです、そのやり方については、いろいろ仕組みをつくらなければいけないと思いますけれども、道民の人たちが考えられるようなことが意見表明できるような場が再生可能エネルギーでもあったほうがいいだろうと思います。

今の話は、個人の意見で、座長の意見ではございません。

ほかにかがででしょうか。

○武野委員 最終的には条例がほぼ全面的に改正になるということを以前お伺いしました。当然ながら、道民、消費者に関わる部分は、分かりやすく、条例を読んだ段階で、これを見なければいけないのだという具体的な何かが見えるような形にしていくべきだと思っております。

本日ご説明いただいたところであれば、消費者に示すとか、消費者の行動変容を促すという表現が何か所かあるのですけれども、消費者側に何をするかではなくて、消費者側がどうするのかと、消費者側が主体的に行動を選択できるような、促すような何かが必要だと思います。

具体的に言うと、道民の家庭部門のエネルギー消費率が高いというのはそのとおりで、ではどうするのかという議論は今までもありました。暖かい熱効率のいい家への家移りといえますか、改修といえますか、それを促していくとか、車は電動型のものを促していくとか、家電も省エネ型のものに促していくとかが必要です。4月からグリーンライフ・ポイント制度という補助制度が始まったとは聞きましたけれども、具体的にまだ何も見えていません。

以前、環境省にも聞いたことがあります。直接、消費者の行動変容を促すような何かをやっていますかと聞いたら、結局、グリーンライフ・ポイント制度しか例示されませんでした。そういう具体的な何かが必要だと思うのです。

家なり車なり家電なりというのは、全国的な動きで、北海道だけで何かをするのは難しいかもしれませんが、そういうものがいいのではないのでしょうか。

もう一つは、食品ロス削減とかマイバッグとかマイボトルとか、非常に具体的なものが、私どもの消費者協会では既に何年も前から手がけておりますが、そういったことをもっと取り込んでいくということですね。先ほど部会長もおっしゃっていましたが、世代とか属性を超えた、道民会議というふうにおっしゃっていましたが、そういうエンジンが必要だと思っております。

○山中部会長 ありがとうございます。

Z o o mの中村委員、お願いします。

○中村委員 先ほどご質問された報告義務ですけれども、令和3年は18事業者ということだったので、これが全体の事業者の何%に当たるのか教えてください。

それで、義務づけということであるならば、基本的に義務を怠ったものに対する罰則規定はないのだと思うのですけれども、事業者を公表するなり何なり、ある程度ちゃんとした報告をしていただけるような方向性が必要なのではないかと思っております。

○山中部会長 質問がありましたので、事務局からお願いします。

○事務局（矢花課長補佐） 報告制度でございますけれども、道で把握しているのは60事業者程度あるのではないかとこのところですので、およそ3割程度の報告という状況でございます。勧告とか公表といったことも考えられると思っておりますけれども、まずは、そういった対象事業者に対して道からしっかり報告をいただくように促していく、そういった

働きかけをすることがまずは重要かと思えますし、そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

○中村委員 今までどおりをやっている、多分、変わらないと思うのです。ですから、本気を出すならば、何らかの違った方法、確実に報告してもらえそうな方法を取るべきだと思います。ですから、現状ではなくて、この条例に対してもそういうことを書き込んだらよいと思います。

○山中部会長 条例でどこまで書くかということによりますが、今までどおりでは変わらないので、条例まで踏み込んで書くようなことをということですね。分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

再エネからずれるかもしれないのですが、再エネをやるということは、化石燃料等の今までCO₂を出してきた事業内容が変わることですから、そういう事業者が撤退すること、安心して減らしていい、ということも考えることを盛り込むというのも一つありますね。

例えば、北海道も、電気だけでなく、LPガスを運ぶ小さな事業者がたくさんいるし、ガソリンスタンドなどもそうでしょうし、そういう仕事なくなるときに、事業者も安心して転換していいよみたいな視点も必要な気がします。

ただ、これは(私が参画していなかった)前年度に自動車といったところで議論されたのかもしれない。

○武野委員 今のご発言に関連して、いわゆるエネルギー難民ということを非常に懸念しております。化石燃料を減らしていくと、事業者のレベルで事業として成り立たなくなる、転換していく、北海道は広いので、いろいろな地域において、例えば灯油の事業者がなくなるとか、ガソリンを入れるために隣のまちまで行かないと入れられなくなるとか、そういう事態が過渡的には起こると思うのです。

過渡的に起こるエネルギー難民をどう緩和していくかという影の部分の対策を併せてしていかないと、切り捨てに近いような状態は絶対に生み出してはならないと思うのです。

○山中部会長 まさに武野さんのほうが的確な言い方だったように思います。ぜひ考えていただかなければいけないところです。

昨年度、前の条例のもとでの計画がつけられましたが、今回の条例として、こういうことを考えているというビジョンを示して、そのビジョンの下に、次の行動計画の中に入っていくようなケアの文言は必要かなという意見です。

ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 また後で戻ってくるということにして、次に進ませていただきます。

とにかく話題としてはたくさんありますし、関係していますので、次の森林保全等の規定についてです。

これは14ページ目からご説明がありましたが、イメージとしては16ページまでにあります。これについてお願いします。

○溝口専門委員 森林保全で温暖化対策というのはよく言われる話ではあるのですが、森林を健全に保つのは前提として、それがさらによくなったからといって極端に吸収量が増えるわけではないのですけれども、維持するためにも理想的にやりましょうという話はいいのですが、今、利用促進のほうにかじを切ってしまうと、持続的に森林を利用できるという視点が逆になくなってしまふことを私はかなり懸念しています。現在、北海道の森林は、人工林ですけれども、利用するタイミングではあるのですが、そこで全部切ってしまうと、また50年前ぐらいの状況と同じになって、利用できる材がなくなってしまうので、そこをいかに平滑化するかということが非常に重要になっています。そこを無視しないで、きちんと押さえておくということは、条例の中でも何かしらの文言として必要ではないかと考えています。

○山中部会長 持続可能という視点が必要ということですね。どうしても、何%をいついつまでに削減だと、長期ビジョンが今度は失われてしまうので、そういう視点が欲しいということだと思います。

○中村委員 溝口専門委員にお聞きしたいぐらいなのですが、現在使われている森林調査簿みたいなものの蓄積自体が実態から離れているという話をよく聞いています。1.5倍から2倍ぐらい違うと。そういう意味で、もう一度、調査簿の整備を、国レベルでやらないと駄目なのかもしれないですけれども、北海道としてもやっていくべきではないかと思えます。後で溝口さんからコメントをいただきたいと思えます。

それから、藻場については、ブルーカーボンについては書いてあるのですが、湿地については書いていないのです。

たしか、前回の委員会のときの何に書き込んだのか忘れてしまいましたけれども、多分、ゼロカーボンの方針を書いたときに、湿地についても書き込んだ記憶があるのです。なぜここで湿地が書かれていないのか、メタンを出すからという問題なのか、藻場についても国レベルでは吸収源としてカウントしていないですね。

その辺の現状も含めて、教えていただきたいと思えます。

○山中部会長 まず、事務局からお願いします。

○事務局（矢花課長補佐） 藻場についてでございますけれども、どれぐらい吸収量があるのかなどにつきましても、今、国のほうで調査研究中と聞いております。藻場、干潟がどれぐらいあればどれぐらいの吸収量があるのかというのは、まだ統一した見解がなく明らかになっていないので、吸収量のほうには算定されていないということでございます。

また、今、湿地につきましてもご提案があったところでございますけれども、そこにつきましては勉強させていただければと思っております。

○中村委員 勉強というのは、その方向で検討していただけるということでしょうか。勉強という意味が分からなかったのです。

○事務局（佐々木課長） 湿地についても検討させていただこうと思っております。よろしくお願いたします。

○中村委員 ありがとうございます。

○山中部会長 溝口専門委員、何かありますでしょうか。

○溝口専門委員 森林調査簿の件については、私はあまり詳しくないのですが、いろいろ問題点があるのはご指摘のとおりです。

私が特に感じているのは、北海道は本州からすると広葉樹も結構多いのです。広葉樹の材積量に対する精度というのは非常に低いと思っていますので、北海道としては、そういうところの精度をもうちょっと高く調査するというのは、非常に意義があるのではないかと思います。

○中村委員 すぐに一足飛びにはいかないと思うし、今までは、言わば古い調査簿データを国に預けるような形で国が算定してきたと思うので、簡単にはいかないのですけれども、たしかモントリオール・プロセスか何かのモニタリングサイトでやった値とも相当レベルが違うというのは論文としても出ていると思います。北海道において、今後、そういった調査簿をもう一度整備し直すという方向性はあったほうが良いと思いました。

これは、森林のほうの審議会のマターになるのかもしれませんが。

○山中部会長 確かに、国がどうやっているかとかいうこともありますが、我々が現状に関するデータをサイエンスとしてちゃんと得ておくことも必要です。広い視点として、人類としてちゃんと次世代に渡しているかということです。自分たちがやっていることをサイエンス的にデータを押さえるのは重要です。2030年まではまだ現状の延長かもしれないけれども、2050年までという長期的な視点で移り変わる基礎データを、我々の活動に対しても見える化しておく必要があります。森林に対してもそういう視点が必要だということだと思います。

あと、土地利用という観点から言うと、北海道は人口減少で、市町村の中心となる(役場がある)集落はコンパクトシティー化として維持されますが、それ以外の幾つかの集落は全く人が住まなくなる、つまり、今住んでいる場所の50%ぐらいは、2050年には人が住まなくなると言われています。

例えば、そういうところを森林に戻すとか、例えば道内のスキー場のようなもう利用していないところにちゃんと木を植えていって森林を再生させるとか、そういうような視点も必要です。この箇所が書き加えるのがいいのかどうか分かりませんが、少子高齢化で人の住む環境が変わる、すなわち土地利用が変わる中で、森林対策として考え得るということも、ご検討ください。

ほかはいかがでしょうか。

○小林(ユ) 専門委員 地球温暖化防止対策条例の第32条のところに森林のことが書いてあるのですけれども、「事業者及び道民は、連携し、及び協働して」という始まりで、森林の保全や整備、利用について努めるものとするというふうになっています。

これは、連携協働しなくてもそれぞれでやることもあると思いますし、今、道の話もありましたけれども、それぞれの規定ですとか、保全と整備と利用が一緒くたになっている

というところも分けて考えられますと、先ほど溝口専門委員がおっしゃられていたような、持続的に森林を利用するというところへの懸念もしっかり整理できるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

○山中部会長 では、次に行かせていただきます。

③のライフスタイル等についてです。

17ページから始まって、20ページ目に見直しの論点があるのですが、これについていかがでしょうか。

○宮森専門委員 まず、17ページの囲みのところですが、本道では排出量に占める家庭部門の割合は全国に比べて高い、全国は14.5%、道は22.9%です。

この高い原因は、主に冬の暖房と給湯ですので、住宅の断熱性を高める、省エネ機器の導入など、灯油や電気の使用量を減らす働きかけが重要になります。19ページにある努力義務なのですが、そこは、エネルギー使用量の把握を中心に、他の項目も全て取り組む方向へもっていくべきと考えます。

17ページの上のほうに、家庭で取り組みやすい排出量算出の推進となっていますが、今まであった環境家計簿的な紙ベースではないやり方で、若者向けの取り組みやすい現状把握の方法を次世代会議などで検討していただければ、どの世代にも広がるのではないかと思います。

再生可能エネルギーへの理解も、現状把握をしてつながっていくと思いますし、19ページの上のほうにあるエシカル消費も、北海道では努力義務でもいいですから取り組む方向で考えてほしい。というのは、エシカル消費というのは、18ページの環境物品等を選択できるようになることを含め、まだこれから理解し、実行していかなければならない事ですし、消費者庁のホームページには、わかりやすい内容で取り組み例が示されていますので、その紹介などでさらなる広がりが期待できると考えます。

○山中部会長 ありがとうございます。

○栗田専門委員 私も、ライフスタイルについて、注目して考えてもいいのではないかと考えたことがありましたので、ご意見を述べさせていただきます。

これまでの環境は、どちらかというところ、衣食住の中では食と住に対しての規定や対策がすごく進められてきたと思っているのですけれども、ファッション、衣類に対しては以外に薄かったのではないかとということに気づきました。

実は、ここ五、六年でファッション業界の環境負荷に対して、排出量を数値で出したり、浮き彫りにした情報がいろいろ見られるようになりました。一つは、ドイツのグリンピースでまとめられた「ファストファッションをもっとスローに」というものでしたり、昨年、環境省のサイトでは「SUSTAINABLE FASHION これからのファッションを持続可能に」というタイトルで、すごく見やすい資料が出ています。

私は、これはすばらしい資料だと思ったのですけれども、どれだけ衣類というものが環境に負荷を与えているか、たった1枚つくるだけでこれだけのCO₂が、これだけのエネル

ギーが使われているのだということがはっきりと数字で表されていました。

もう一つ驚いたのは、私たちがどれだけの枚数を廃棄していたのかということです。

廃棄していること、製造していることに関しては、製造業界に次ぐ2番目のCO₂排出量なのがアパレル・ファッション業界だと言われているのです。ここに対して、少しライフスタイルを見直すということに注目してもいいのかなと思っております。

そういった点から、論点のイメージで書かれていたのですが、それに当てはめますと、やはり、衣類の使用量とか排出量の表示がある程度されるのがいいと思っております。

もう一つ、廃棄物の発生を抑制するとありますが、購入に対しての抑制はないと思うのです。ただ、これはとてもデリケートで、経済の視点で考えたときに、購入を抑制するような表現は難しいと思いますが、購入時の選択、私たちがこの商品を私の家に入れていいのか、私が身につけていいのかという選択の基準になるような表示があればいいかなと思っております。

今、山中部会長も連れて来ていただきました若い子たちは、Z世代と言われていると思うのですが、彼女たちは、もう新品の服は買わないというのを私はよく見聞きしております。古着をあえて選択してしまっていて、そのほうがカッコいいということもあります。持続可能なファッションを考えたときに古着をあえて選択したいと。ロンドンの若者たちもそこがすごく進んでいると聞いておりました。

そういった面で、これまでのような買って廃棄するのではなくて、買うことすらも抑制してしまおうという表示をして、ここにライフスタイルの変容ができればいいかなと思っております。

これというような的確なものを今お示しできなくて大変心苦しいのですが、こういった面で検討していただければと思っております。

○山中部会長 消費をするときに、買うもののラベル表示への選択ができるようなものを入れるというようなことを検討したらどうでしょうかということですね。

今の発言に上乘せしますが、ここでは北海道のCO₂を下げようということですが、我々は世界中からものを買っている消費者である以上、世界中のCO₂を下げましょうという意気込みでこのライフスタイルのところに書いてもいいはずですよ。

つまり、道民は、世界のCO₂を下げるために努力しなければならないということで、賢い消費者、ワイズユーザーとして、CO₂を減らすようなものを買いましょうといったことを書き入れてもいいのだろうと私は思います。

これは、会長を務めている北海道環境審議会でも生物多様性の議論をするときに、我々の買うものが世界の生物多様性を変化させるという趣旨を発言しています。まさに道でも同じように世界のCO₂を減らすものを買いたいということを、すぐにできないと思いますが、2050年にはそれを達成するような仕組みを考えていきたいと思いますということも考えられますね。

栗田委員、きっとそういう意味もありますよね。

○栗田委員 もちろんです。

○小林（ユ） 専門委員 ライフスタイルのところで、18ページにも書いてありますけれども、冬期の暖房をするときは室内温度を20度以下にするということで、条例の条文にも20度と書いてあるのですが、温度規定については、滋賀県も徳島県も特段何度ということにはされていないですし、今、断熱性能も向上していて、冬場に20度以下になるような状況にはないというふうなことも伺っておりますので、ここの温度規定というのは、温暖化防止の観点での温度にするのですとか、北海道も夏場が非常に暑くなってきましたので、冷房についても併せて盛り込んだらどうかと思います。

加えて、服装のことについてですけれども、お仕事をする際の服装、作業着ですとか、制服だとか、いろいろあるかと思うのですけれども、そういったところも状況に応じたものができるようにということも他府県の条例では記載されていたので、参考になればというふうに思います。

○山中部会長 ほかにはいかがでしょうか。

適切な箇所が、ライフスタイルなのか、次の基盤なのか分かりませんが、やっぱり、我々はどんな生活をするのだろうと、特に、ライフスタイルの中でどこに住むというのがとても大きなものです。私たちはどこに住んだら一番幸せな生活、ウェルビーイングな暮らしができるのだろうかというのは、どこに住めば一番CO₂が減るのだろうかを考える文脈で、例えば、僕らは2050年に向けてどこの場所にどう住むのみたいな、道が情報を提供するイメージです。もちろん、どこのまちはどれぐらいの人口がいてどんな暮らしがありますかみたいな、それは道が決められっこないことです。道民のみんなが話し合って、どういう社会、どういうまちがほしいのと、北海道全体では広すぎるので、地域別でどういうふうな暮らしをしたいということを話し合いができるようなものが欲しいですね。それで初めて、私たちのライフスタイルがこうなるのだと、道民のみなさんが分かるものがほしいですね。

○小林（良） 委員 今回の部会長のご発言に関しまして、私もそのとおりだと思うのですが、逆に言うと、今、国の国土審議会計画部会なんかで論議しているのは、そういった形で人が住めるような地域をつくるにはどうしていったらいいか、環境を含めて、環境というのは教育もそうですし、医療もそうですし、買物もそうですし、そういったものを維持するためにはどうしていったらいいのかということを中心に議論していますが、一方で、そういうことがあって初めて人が住めるという逆説的な話にもなりますけれども、そういう観点も大きいと思いますので、それは両論併記で検討していくということなのかと思います。

もう1点、先ほど、古着のお話が出ていましたが、このものを買えばCO₂なり環境にどう影響がある、あるいは、どういうふうにつくられてきているのかという表示というのは非常に大切で、そういうものをぜひ実現していきたいと思うのですが、やっぱり、バランスがあって、新しいものを買わないと将来の古着も発生しませんので、そういったよ

うなバランスもあるのかなど。これは半分冗談みたいな話ですけれども、そのように聞いておりました。

○山中部会長 小林委員から出た両論併記というのは、とても重要な概念だと思います。

例えば、Society 5.0が実現されて、自動運転の電気自動車、CO₂を出さない車、が走ったならば、今議論されている公共交通機関をどうしよう困ったねという話は不要の議論なのです。その一方、それが実現できないとしたら、やはり、どこに住む、公共交通をどうしたらいいかは必要な議論となります。それは、先ほどエネルギー難民の話が出ましたけれども、過渡的な現象として、今住んでいる人たちへの対応を考えないと、交通難民、移動難民が生まれることとなります。

そういう政策の中でCO₂はどうなる議論は、もちろんこの環境生活部の部会を超えたような話となりますが、より広い視点で、どういう北海道が生まれるから、どういう生活をしたらいいかというものになるのだろうと私は思います。

このような話題は、懇話会のほうでしているいます。条例の中に書くことは難しいでしょうけれども、その視点、つまり最初に話しましたけれども、2050年を踏まえた仕組みづくりというところがすごく重要です。すぐさまCO₂に結びつかなくても、我々が2050年に本当に減らせる社会をつくるための仕組みづくりは、多分、条例の中に何か仕掛け、種を入れておく必要はあると思います。これは委員個人の意見です。

次に行きます。

各論の中の気候変動適応です。

21ページから23ページまでのところですよ。

産業別のイメージみたいなものは、条例の中に入れてほうが良いと思います。

中津川委員、お願いします。

○中津川委員 21ページなのですが、結論から言って、道が主体で何かやるというのは、あまりよく見えないという気がします。

取組の推進、理解の促進、検討、推進体制では気候変動適応センターの設置と書かれているのですが、適応センターを設置して何をやるのかですね。手段としてはそうなのでしょうけれども、何をやるかという主張が全体的に足りないのではないかと思います。

ネタはいろいろあると思うのです。防災だったらいろいろな治水対策をやるとか、農業だったら温暖化に向けてつくるものを変えていくとか、漁業もそうだと思うのです。そういうものを積極的、具体的にやるということを条例で言っていたほうが良いのではないかと思います。

○山中部会長 これに関して、事務局から何か付け加えることはありますでしょうか。

○事務局（矢花課長補佐） 委員がおっしゃられたように、農業などで言えば、気候変動、温暖化などに対応した新種開発とか、営農におきましても、そういったものに対して営農技術で対応していくとか、水産で言えば魚種の変更に対して新たな魚種の漁獲をシステム化していくとか、いろいろなことが考えられるかと思いますが、そういった取組なども

しっかりとそれぞれ取り組んでまいりたいと考えておりますし、条例にどのような位置づけができるのかということも検討してまいりたいと思っております。

○山中部会長 中津川委員、どうでしょうか。

○中津川委員 結構だと思いますし、条例なので細かいところまで書けないでしょうけれども、適応センターの設置というふうに規定の例のところを書いてありますが、設置してどういうことを目指すのかぐらいはあったほうがいいのではないかと思います。

○中村委員 今の中津川委員のお話とつながるのかもしれないのですが、強く書いてあるのは、緩和と適応の両輪で推進すると書いてあって、他の都道府県の条例にどんなことが書いてあるのか、後で教えてほしいのですけれども、例えば、適応することが実は緩和につながるといったウィン・ウィン関係をここに書こうとしているのか、それとも、資料2で出てくるのですけれども、全国で示される問題は、例えば、緩和策で太陽光パネルを急斜面、盛土につくってしまっていて、それが崩壊を起こしたり土壌侵食を起こしたりという、いわゆる適応策としてはマイナスに振れているようなミスマッチが起こっていると思うのです。

その辺は、そういうミスマッチが起こらないようにするということを書くのか、その辺の具体的な内容が見えないので、教えてください。

○事務局（矢花課長補佐） 例えば、滋賀県の条例を見ますと、気候変動適応に関する施策の推進ということで、「県は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響による被害の防止または軽減および地球温暖化その他気候の変動により生ずる新たな事業の機会の活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。」といったような施策の推進の部分、また、もう一つ、適応センターの体制の確保というところで、「県は、気候変動適応を推進するため、気候変動適応法第13条第1項に規定する気候変動適応センターとしての機能を担う体制を確保するとともに、当該気候変動適応センターで収集、整理および分析を行った気候変動影響および気候変動適応に関する情報の効果的な活用を努めるものとする。」、また、気候変動適応に関する情報の提供等ということで、「県は、気候変動適応の重要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。」といった規定があるところでございます。

○中村委員 内容がぼんやりしていますね。正直、具体性はないような気がするのですけれども、もう少し具体的に、ここで論点とするならば、先ほど言ったように、気候変動のいわゆる適応策が緩和策としても機能するといった視点、それがミスマッチを起こさないようにするという視点を書き込んでいただきたいと思います。

これは、既にいろいろなところで問題になっていて、国の委員会でも随分検討されて、多分、多様性の国家戦略の中にも書き込まれていると思いますので、ぜひその観点からお願いいたします。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、⑤のその他(ゼロカーボンの基盤づくり等)についてです。

また個人的に言いますが、ここは、ポイントとして環境と経済と社会が調和しながら成長すると書いてあることはとても重要です。脱炭素の産業の活性化みたいなものも重要です。どういうことかという、北海道の他の課題、少子高齢化や地方維持活性化、そういうことみたいなものと一緒にゼロカーボンを考えていかないと始まりません。ゼロカーボンのための施策だけでは、とてもほかのものに対応できないわけですよ。まず、自分たちの暮らしとか、そういうのが守れるかどうかとか、地域がなくなってしまうようなときに、ゼロカーボンもなくなる地域で議論する必要がないでしょうといったことになると思います。ここでは、ほかの総合計画等と結びつけたゼロカーボンをつくらなければいけないを強調したいですね。このことは条例として一番ふさわしいような視点だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小林(良)委員 24ページのところは、今、部会長がおっしゃったとおり、丸の二つ目の脱炭素を産業の活性化につなげる、これは非常に重要なことだと思っております。

28ページの②ですが、地域経済の活性化につなげる産業別の取組についてということ記載をいただいておりますけれども、一つは、皆さんにご案内のとおりですが、脱炭素というのは、企業にとって、あるいは産業にとって、コストではなくて投資ですという観点が重要になってくると思います。

ここで、産業、食、観光、エネルギー、林業と書いていただいておりますが、それぞれの産業、それぞれの分野の企業が脱炭素に取り組んでいくことが非常に大事で、その観点が一つです。

もう一つは、脱炭素を進める上での新たな産業、例えば、水素とか、メタンとか、アンモニアもそうですけれども、そういうような新たなサポートする産業を生み出して行って、それがまた相乗的に既存の産業を支えていくというか、脱炭素を進めていく、こういう循環が必要かと思っております。

その辺の具体的な取組については、何か道のほうでお考えがあるかということをお伺いしたいと思います。

○山中部会長 事務局からよろしくお願いします。

○事務局(矢花課長補佐) 脱炭素と地域経済の活性化を同時に実現していくということは、我々も意識して取り組んでいかななくてはならないと考えているところです。

委員のご発言にありましたように、水素、メタン、アンモニアも重要だと思っておりますし、この先、再エネが促進されて安い電気が生まれてくれば、水素と二酸化炭素を活用して、メタネーションとか、カーボンリサイクルとか、新たな分野の取組も広がっていくだろうし、広がっていかなくてはならない。また、そういった取組に対して北海道の企業が積極的に参加して、お金を北海道に呼び寄せていく、北海道にお金が落ちていくというような仕組みづくりなども重要かと思っておりますので、この辺は、経済団体の皆様方

とも意見交換をしながら、意見を頂戴しながら進めていきたい、考えていきたいと考えております。

○小林（良）委員 おっしゃるとおりだと思いますが、何か具体的にこういうふうに進めていきたい、促進していきたいというものがあればお伺いしたかったのですが、何かありますでしょうか。

○事務局（佐々木課長） ただ今、小林専門委員に、水素などの具体的な例をいただいたところですが、そういった新しい産業といったようなところもおありかと思えます。

さらに、例えば、技術開発ですか、今、既存にある技術、またそれを発展させて温暖化に対してどういうふうな形の貢献ができるのか、そういったような視点も重要かと我々は思っております。

今後、経済につなげていく、地域につなげていくといった取組方法があると思えます。そういったものをいろいろ検討いたしまして、こういうところの条例に盛り込んでいければいいなと考えております。

○山中部会長 新しい産業を興す、これまでの産業をどう撤退させるかみたいな視点が必要で、多分、既存の産業がこうしようというのは、産業界として限界があるわけで、これは条例ですので、そのあたりをしっかりと書き込むといいですね。つまり、新しい産業をちゃんと興すみたいなことも積極的に道として考えることが必要だと思います。

先ほどから言ってきたことと重複しますが、ここは、人づくり、地域づくりがありますので、やはり、道民が本当に脱炭素化に対する知識をしっかりと得て、かつ、それを議論して、私たちの脱炭素の2050年の社会はこうありたいということを議論して、それに向けて行政が動くみたいな仕組みづくりは重要だと思います。そうでないと、やはり、目先の技術とか、CO₂を減らすための脱炭素に向けた既存の技術とか社会の下で議論が進んでしまいます。やはり、社会が変わる、先ほど社会システムということがありましたけれども、そういうものが変わっていくという議論は、やはり、行政というよりは、住んでいる者、道民が主体的に考えていかないと、なかなか実現できないと思います。だから、条例にそういう視点が入ると嬉しいと思います。

○武野委員 私、先ほどの発言の中でこのセクションの話にも触れてしまったのですが、今、小林（良）委員がおっしゃったように、コストと投資ということでいきますと、家計部門は、やはり、脱炭素はコストなのですよね。とはいえ、これは未来に対する投資なのだということを認識するためには、やはり、教育、啓発です。

学校教育の話は既にご理解いただいているところですが、プラスして、子どもたちではなくてもうちょっと上の世代、あるいは大人の世代に対して、教育プラス実践といいたいでしょうか、世代を超えた実践を起こしていくような場の構築が必要なのかと思えます。

子どもたちへの教育は学校教育が有効だと思いますが、プラス大人に対してどう教育、啓発していくのか。子どもを通して大人、家庭に浸透する方法と、大人と若い世代が一緒に何かをしていくという場の構築が必要だと思います。

○山中部会長 私もそれに賛成します。

すぐさまCO₂を減らすという議論ではなくても、こういう社会にしなければならないということが世代間でちゃんと共有されれば、今の時点では、2050年に向かっては十分に合う話だと思います。30年後ですからね。

2030年に向けてはそういうことをやらなくても、粛々と48%減らせばいいのだろうと思いますが、我々はその後も北海道で生活しているということを考えたときには、そういう場づくりが必要かと思います。

○小林（ユ）専門委員 温暖化対策や再エネというのはコストという意識が染みついている部分があるかと思うのですが、実際に再エネの電源に切り替えても電気料金が下がっているという事実があるわけです。コストだということが変わってきているということ。情報のアップデートが本当に必要ですし、そこも若い世代は分かった上でやるべきだと言っていますので、そこは大人たちが情報をきちんとアップデートしなければならないと思います。10年前、20年前の温暖化の状況のままやっていこうではなくて、今の新しい情報、最新の科学に基づく情報でこういった施策を決めて進めていかなければいけないと思います。

意見です。

○山中部会長 東條委員、何かあればどうぞ。

○東條委員 26ページに循環産業というところがあります。

道内は、ほかの都道府県と違って、自治体が直接埋立てをしているところが結構あります。混合ごみとして生ごみも含めて埋めてしまうと、メタンとCO₂がかなり出てくるので、産業の地域の活性化という点からしても、直接埋立てをできるだけ抑制してバイオガス化を図るといった方向性、もしくは、地域の別の産業、有機汚泥が発生しているところとか、下水汚泥、し尿、そういったものとも併せてバイオガス化を図る、小規模なところが多いですから、できるだけそういった有効活用を図るといった方向性も循環産業にはあってもいいのではないかと思います。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

一つ意見ですが、この枠組みとして考えたときに、農業というのがその他のところで、一つの産業に見える書き方になっています。しかし、北海道において結構、農業というのは、水産業を含めて、とても重要な1次産業です。

食料システムで出ているCO₂は、世界が出している3分の1は食料システムであるという論文が発表されています。その中で、途上国の土地利用が結構大きな割合を占めていますが、例えば、酪農におけるメタンも結構量が出ています。農業などの一次産業については、北海道においては上のほう、つまり条例としての目立つところにあっても悪くない話だと僕は思います。

ほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中部会長 時間が押していますので、全体を通じて、もう一回、言い忘れたことなどがあればご発言願います。

○中村委員 全体というか、最後のスケジュールのところをお願いですけれども、この問題は結構大きな問題で、様々な分野にまたがる話だと思います。これは、地域脱炭素の次の資料も同様なのです。審議会の親会のメンバーからも、今も入っていただいている方もおられるのですけれども、傍聴だけではなくて、ちゃんとコメントできる機会を与えてほしいと言われていています。

ということで、このスケジュール表を見ると、この問題は温対部会マターで、最後は審議会への報告という感じに見えるのですけれども、ぜひとも中間報告段階辺りで一度審議会にきちんと説明していただいて、審議会の委員の意見も言えるような、聞けるような、そんな場をつくっていただければと思います。

○山中部会長 事務局、どうでしょうか。

○事務局(佐々木課長) 相談をさせていただければと思います。よろしく願います。

○山中部会長 分かりました。

やはり、次には骨子が出てくるということなので、今みたいに大きな枠、ある意味でもう一回議論をしなければならないみたいなこともあり得ますので、ここでできるだけ、粗々でもいいので意見を言っていただくと、事務局が骨子をつくる際に助かるということになります。

ここについては、まだ議論するとか、出し尽くしていないところを部会終了後に思い出したならば事務局に言っていただいて、できるだけ次の骨子がいいものになっていただくほうがいいと思います。お願いしたいと思います。

では、さらに次回で審議したいと思います。よろしく願います。

大変不手際があって時間が延びておりますが、重要なので、遅れたのはご容赦ください。

次に、(3)の地域脱炭素化促進区域に係る配慮基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(尾原課長補佐) 私から説明させていただきます。

右肩に資料2と書かれている地域脱炭素化促進区域に係る配慮基準について、ご説明申し上げます。

まず1ページ目をご覧いただきたいのですけれども、説明のポイントとしては、昨年度からの継続審議となつてございますので、これまでの経緯を振り返りつつ、二つ目で、この春に明らかになった省令とマニュアルのご説明をした上で、今後の進め方について、3番としてご議論いただければと思います。

めくっていただいて、2ページ目をご覧いただけますでしょうか。

これまでの経緯を、左に国の動き、右に北海道の動きとして記載してございます。

昨年5月に、パリ協定への対応を担保するための国内法の整備として温対法の一部が改正されまして、その中で、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するため

の制度が創設されたところでございます。

次に、右の北海道ですけれども、我々は、10月に国の温室効果ガスの削減目標が更新されたということと、温対法の改正がなされたという状況も踏まえまして、道の削減目標の見直しと併せて、今ご説明している地域脱炭素化促進区域に係る配慮基準についても、計画の見直しということで併せて諮問をさせていただいたところでございます。

左の国の動きに戻りますが、改正温対法の制度を担保するための省令の検討や、制度の説明のマニュアルの検討が国の検討会で今年の9月から12月にかけて行われたところでございますが、計画の諮問をさせていただいたところ、こういった省令やマニュアルがない中でこの基準を決めるのは拙速ではないかのご意見をいただきまして、地域脱炭素化促進区域に係る配慮基準を残して、ほかのものについての改正を昨年度行いまして、本件については継続審議となったところでございます。

本年4月1日に改正された温対法の制度が施行と同時に、基準を定める省令についても公布されたところでございまして、ゴールデンウィークの直前にそのマニュアルも併せて示され、ハンドブックも示されて今に至るといった経緯になってございます。

その次の3ページ目の地域脱炭素化促進事業の制度の説明に移りますけれども、まずは、左の赤枠のところですが、市町村が地域の関係者、関係機関と協議会を設けるなどとして、自分たちの地域のまちづくり、そこに対する再生エネルギーを導入するのであればどんな施設をどんな位置づけで、かつ、どこに導入するのかといったことを協議した上で、それを市町村の温暖化対策実行計画の中で促進区域と位置づけることとなります。

そういったプロセスを経て促進区域が決められますので、あらかじめ地元の意思として再エネ施設を導入したいのだということが示されるほか、環境保全のために配慮すべき事項があらかじめ示されることで、この赤枠の下のところですが、事業者にとっては、事業の候補地や調整の課題があらかじめ示されるということで、事業予見性が高まるといった効果を狙って、再エネ施設の設置を促進していこうという制度でございます。

市町村に地域脱炭素化促進事業として認められる手続の中で、赤枠の右側の下のほうの許認可手続のワンストップ化等といった波及効果というか、メリットが与えられる制度になっております。

そのメリットの説明を4ページに資料としてお示ししてございますが、左側の、本件制度を利用せずに普通に施設を設置しようとする場合は、事業者が関係法規の許認可権者に対して個別に申請行為を行う必要がございまして、かつ、それが下の環境影響評価法に該当するような施設の設置である場合は、ここにお示ししている配慮書から報告書までの五つの手続を全て実施しなければならないのが普通の場合ですが、地域脱炭素化促進事業として市町村に認定された場合については、右側にお示したとおり、中央の白い枠ですが、事業者が地域脱炭素化促進事業計画を市町村に提出すれば、市町村が代わりにそれぞれの許認可権者に対して事業計画の同意を協議するといった枠組みになっております。

その際、通常ですと許可申請のところが協議、同意ということになるのですけれども、

同意に当たっては、そもそもの通常の許可申請の際の許可基準と同じ基準で同意していかかというところが審査されますので、特段、この手続によって許可等の基準が緩和されるわけではないというのがポイントの一つでございます。

あわせて、白い四角枠の2ポツ目ですが、そもそも事業計画の中で環境の保全への適正な配慮が記載されるものですから、その下の環境影響評価法の手続においては、配慮書の手続が省略されて、方法書から報告書の四つを手続すればいいということになっています。アセスのほうも、配慮書は省略されるということだけで、方法書から報告書までのアセス手続で本体は引き続き事業者に対して課されるといった制度になってございます。

5ページ目に、環境配慮の体系としてお示ししてございますけれども、上の赤枠二つ、今回の4月の省令で、まず、国が全国一律に決めた促進区域のための基準がこの春に示されて、かつ、その右側ですが、都道府県、我々が基準を設定するに当たってこんな方法で設定してくださいという基準がこの春にできたところでございます。

右下の赤い枠ですが、あわせて、ゴールデンウィーク前に実行計画マニュアルで基準の作成の仕方が示されたところでございまして、これら三つに即して、また、踏まえて、都道府県の基準を決めるといったことになってございますので、ここに来て、我々北海道が基準を検討する場が整った状況になってございます。

ここまでが経緯ですけれども、次の6ページ目から、この春に明らかになった省令とマニュアルのご説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、省令のうち、基準に係る省令のご説明ですけれども、基準構成がこのような形になっておりまして、まずは上段の国が全国一律として市町村が促進区域に含めないでくださいという区域と、促進区域に含めるのであれば考慮が必要な区域、考慮が必要な事項ということが全国一律基準として設定されています。

では、その下ですが、我々都道府県が何を定められるかというのは、都道府県が決める基準ですので、地域、ローカルな基準として、市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域、もう一つは、考慮対象事項等として、促進区域を設定するに当たってこういった事項について考慮してくださいという基準の構成になってございます。

その下の③、④については、基本路線として①、②を都道府県が決めた中で、それらの一部を適用しない場合が定められるというのが③の特例基準でございまして、①、②の全てを適用しないという適用除外ということも定められるといった基準構成になってございます。

続きまして、7ページで国の基準についてご説明しますが、先ほど申し上げた三つの国の基準、イ、ロ、ハ、ニというものが定められておりまして、①促進区域に含めない区域としては、例えば、ロの自然公園法の第1種特別地域といったものが定められております。

②として、考慮が必要な区域、促進区域から含めてはならないというまでではないけれども考慮してほしいといった事項は、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの六つで示されております。

③の考慮が必要な事項というのは、区域としては明示できないけれども、こういった事項について配慮して促進区域を設定してほしいというのがこの二つです。

続きまして、8ページです。

では、都道府県基準がどんな基準になっているかをお示ししてございますけれども、①、②、③、④という構成は変わらないのですが、②の考慮対象事項等です。市町村が促進区域を定めるに当たって考慮してほしい事項は、単に事項だけを示せばいいのではなくて、イ、ウ、エといった適正な配慮を確保するための考え方や、考慮するに当たって必要な情報、こういった情報を収集してくださいという事項、収集方法についても併せて示すようにということが省令で定められております。

その考慮対象事項等の詳細を9ページ目にお示ししてありますが、まず、アですが、再エネ施設の種類ごとにこんな環境配慮事項について検討してください、都道府県が基準を定めるに当たっては丸のところを検討してくださいということが省令で決まっています、例えば、太陽光発電ですと、水の濁り、騒音、特徴的なのは反射光という項目について我々道が検討した上で、基準化、市町村に対して考慮を求めるのか、求めないのかということを決定していくことになっています。

イは、適正な配慮を確保するための考え方を併せて示すことになっています。

ウは、環境に配慮してくださいという中で、配慮対象はこういったものが考えられるよということも例示されておまして、例えば、下の表ですと、H₂S、硫化水素に対しての影響を見るのであれば、集落、学校、病院などといった対象に対してどんな環境配慮が必要なのかということを検討していくことと、省令上、なっております。

その次の10ページ目ですが、今ご説明した基準を図式化したものがこちらの資料になります。

まず、四角い青い枠の市町村の行政区域がある中で、国に定められた促進区域に含めない区域があるのであれば、これを外して促進区域を設定することとなります。あわせて、②、③といった考慮が必要な区域、事項については、市町村が検討の上、促進区域に含めるのか、やめるのかということを検討した上で促進区域を決めることになっています。

今お話しした国の基準と同じような立てつけで、道がこれから示す地域の基準としての①促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域を外して促進区域を設定していただくと。②の考慮対象事項等については、市町村がそれを促進区域に含めるか含めないかということを検討していただいた上で促進区域は決まっていくという形になってございます。あわせて、下側の③の特例基準を定めることができるとなっておりますけれども、これは、アセス法対象の規模未満なので、小さい施設については①、②の一部のみを適用する、一部の考慮を要しないといった基準を定めることができます。④は、その全てを適用しないということも可能になっております。

以上で、省令の説明を終わらせていただきます。

次に、11ページ目には、ゴールデンウィーク前に示されましたマニュアルの説明を記

載しております。皆様のお手元にある200ページぐらいの大冊になってございますけれども、簡単にポイントをということで1枚物にまとめてございます。

このマニュアルにどういったことが書いてあるのかということを上の方の四角に四つのポイントで記載しておりますが、地域脱炭素化促進事業に係る制度の趣旨や基準事項の定め方について書いてあるというのが一つと、市町村が設置する協議会の運営や構成などについて書いてあります。

もう一つは、事業計画の認定の基準、変更などについて市町村が参考すべきマニュアルとなっております。最後は、認定を行う場合に適用される特例の概要と、市町村が準備すべき体制が記載されております。

今年度ご審議いただく道基準の設定に係る注意事項について下段に抜粋して書いてございますけれども、そもそも都道府県基準というのは、国の基準に対して上乘せとか横出しをする基準となっているということが書かれているのと、先ほど考慮対象事項のところでご説明したとおり、事項とともに収集すべき情報や収集方法、環境配慮のための考え方を併せて示すことになっているという説明が書いています。

今ご説明したような省令やマニュアルを参考の上、都道府県基準のイメージとして、12ページから14ページまででお示ししています。これは、あくまでイメージでして、現段階で、道としてこうしたいという希望を持ってここに記載しているものではありませんので、ご了承いただきたいと思いますが、まず、①促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域については、こういう形で例示していくことを考えてございます。

その次の13ページ目です。

ここは、考慮対象事項のイメージをお示ししてございますけれども、例えば、一番上に書いてある騒音ですと、まず、騒音の環境配慮を考えるに当たっては、保全対象施設として、例えば、学校、病院、住宅の分布状況を右側の収集方法、EADASですね。

EADASというのは、環境省が整備したアセスのための参考情報をまとめたシステムですけれども、EADASから学校、病院の情報を取れるとか、道庁なり関係部局が示す情報からこういった保全対象施設の情報を得た上で、一番右側ですが、騒音に対する配慮の仕方を考え方として記載することになっております。例えば、保全対象施設から距離を離すとか、距離を離せないのだったら防音壁を設けなさいとか、そういったことを配慮のための方法、考え方として併せて基準として示すという基準の構成になっております。

飛びまして、15ページ目です。

特例基準と適用除外では、どういったパターンが考えられるのかということが国が示したハンドブックで示されておまして、基本的には赤字のところ、環境負荷が比較的小さい場合を想定して設定することができるのではないのか、例えば、特例基準の例ですと、自然の野山ではなくて、工場跡地に設置されるものについては環境配慮事項の全てを考慮しなくてもいいのではないのか、もしくは、建物の建屋に設置されて、かつ、小規模なものについてはその全てを考慮する必要はないのではないのかといった事例が考えられるという

ことが例示として示されています。

ここまでの経緯と、この春の明らかになった省令、マニュアルの説明でした。

16ページ目に移りまして、本日ご議論いただきたい事項は二つですが、地域脱炭素化促進区域の設定における道基準の設定の考え方についてご審議いただきたい、また、今後の審議の進め方についてご審議いただきたいということでご説明しますが、17ページ目をご覧ください。

今ご説明した省令の構成やマニュアル、国の基準の立てつけを参照しまして、我々事務局としては、まず、道基準の設定の考え方として、**①**市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域としては、右の考え方にお示ししたとおり、法令や条例などに基づいてその範囲が明確に定義され図示されている区域であって、そもそも施設の設置を原則認めないこととしている区域は、市町村の促進区域から除く基準として設定するのがよいのではないかと考えてございます。

②考慮対象事項等については、そもそも施設の設置が原則認められていない区域でして、許認可等の手続を経れば施設の設置が可能ではあるけれども、地域の自然的・社会的状況に応じて環境配慮が必要な区域や事項があれば、**②**の考慮対象事項等に含めて、市町村が促進区域を設定するに当たって考慮してほしいといった基準として定めるのがよいのではないかと考えております。

③の特例基準と**④**の適用除外は、今の段階で明示的にこうしたほうがよいというものを持ち合わせていませんで、**①**、**②**の議論をしていただく中で、その設定の是非と内容を検討していけばいいのではないかと考えているところでございます。

最後の18ページ目は、今後の審議の進め方でございます。

昨年度来、委員の皆様からご意見をいただいているところでございまして、委員の皆様からのご意見と庁内関係課に照会した意見、国の省令やマニュアルなどを基に道基準のたたき台を我々事務局で設定させていただきたいと思っております。

留意事項は三つをお示ししていますが、関係部局と協議した上で議論していくということは我々庁内作業としてやっていきますけれども、2ポツ目、親会の委員の方々が、本日の対応もそうですけれども、ご希望される方についてはこの部会を傍聴できる環境を継続して構築するとともに、部会の資料と議論の結果を共有させていただいて、いただいた意見はこの部会の議論に反映させていきたいと考えております。

今回ではなく、次回以降から、道基準のたたき台をお示しして、具体的な基準の議論をしていただきたいと考えているところでございますけれども、必要に応じて、この審議会以外の有識者に話を聞かなければいけない状況になった場合は、先方の理解、協力を得られた場合は、その方々に対するヒアリングを我々と事務局で行いまして、この審議に反映していきたいと考えているところでございます。

その必要性やヒアリング項目については、本部会でご議論いただければよろしいのでは

ないかと考えております。

最後に、策定スケジュールですけれども、この審議会の議論、議会議論、パブリックコメントを含めて、我々としては年度内を目途に基準を設定していきたいと考えております。

大変急ぎ足で雑駁な説明でしたけれども、私からの説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山中部会長 ありがとうございます。実は、私の不手際で進行が遅れてしまっています。委員のご都合もあると思いますが、12時半に終わらせる目標で支障はないでしょうか。30分遅れということになりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中部会長 では、あと20分ほど議論をさせていただき形で進めていきたいと思っております。

今の説明に対して、コメント、意見がある方はよろしくお願いいたします。

○中津川委員 これは、促進区域になると環境への影響が大きいと思います。例えば、風車がいっぱい建って猛禽類が死ぬとか、山全体がソーラーになって災害が起きるのではないかと心配等もいっぱいあります。

ですから、配慮書がなくなったといっても、環境影響評価にかなり時間がかかるのではないかと思います。例えば、環境アセス関係の先生方に意見は聞いたのか、これから聞くのか、いかがでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) その点につきましては、審議の進め方でご説明したのですけれども、我々のたたき、基準を決める段にあつて、まずはこの部会でご審議をいただくのが筋なのかなと思っておりますけれども、そこで必要性が生じれば、関係する方々にお話をお伺いしていきたいと考えているところでございます。

その方法については、先方の都合もありますので、事務局で調整させていただいて、対応させていただければと考えてございます。

○中津川委員 この温対部会で済まないような話になってくるのではないかと思いますので、しっかり意見を聞いていただければと思います。

○中村委員 私も同様の意見です。

先ほどもお話ししたように、多分、親委員会の報告では済まない案件だと思います。審議会全体の進め方の中で、この条例はこの部会の決定をもって親会報告で終わるというふうになっているのかもしれないですけれども、やっぱり、丁寧に進めないと、親会が紛糾してしまう可能性大です。

ということで、もし私がどこかに諮らなければいけないならば、言わば、今までの仕組みを変えるために審議会に諮らなくてはいけない場合は私が諮りますので、事務局は、促進区域からどける場所については、いわゆるここでやっているCO₂を削減したりという議論から離れて、自然環境が豊かな場所を保護しなければいけないということで、今、吉中委員が傍聴されていましたが、やっぱり自然環境部会からもきちんと意見を聞かな

くてはいけないマターだと思います。

ですので、ぜひそういう方向で、今までの決定プロセスとは違うのですけれども、その辺をよく考えて、また私も相談しますので、検討していただきたいと思います。

○山中部会長 私個人の意見としても、これで行われることを考えると、この温暖化部会ではなくて、むしろ自然環境保全の部会が関係しそうですね。本日のこの部会はアセスに関しては専門ではない人が多いと思うので、これまでこういうことを考えていた部会のほうに投げさせていただいたほうが良いような気がします。

もちろん、こういうことをすることによって、再生可能エネルギーがあちらこちらに普及するという意味ではとても重要で、趣旨としては非常にいいと思っているのですが、具体的にどういうものをつくるかになると、この部会ではなかなか難しいかなというのが個人的な思いです。

○小林（ユ）専門委員 促進区域の指定の基準についてですけれども、まず、前提となっている地域脱炭素化促進事業とはどういう事業なのかという説明が、残念ながら道庁さんのほうからは足りないのではないかと思います。

今回の資料の3ページ目のこれまでの経緯（2）に示されていますけれども、環境省の資料ですと、地域脱炭素化促進事業とはという資料もありまして、どういうものが地域脱炭素化促進事業なのかが示されています。

そこには、単純に再生可能エネルギー施設を設置するというだけでなく、先ほど条例の見直しのところで部会長も、北海道のほかの課題をゼロカーボンと一緒に解決していくとおっしゃられていましたけれども、地域の脱炭素化のための取組を、地域の課題をどう解決するのか、再エネを導入することによってどう課題を解決するのかということも含め、なおかつ、地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組という4点の視点、要素が一体となって構成されているものが地域脱炭素化促進事業になっていると伺っております。

そう考えますと、自治体の中でいろいろ協議の場を持って、ステークホルダーとともに課題をあぶり出し、解決方法を検討とここには簡単にありますけれども、この中では、地域にどういった課題があって、それを脱炭素の再エネの施設を入れることでどう課題解決するのか。環境省の資料によりますと、市町村の約9割がエネルギー収支のうちマイナスになっているということです。では、そのエネルギーを地域でつくっていく、そこで得たものを地域の課題解決に使っていくというように、事業の中で自治体、市町村が、どこにどういうことをやろうか、そのために事業者には何を求めようかということをご議論されていくのだと思っています。

そこにふさわしい場所として促進区域というものが指定されると思いますので、無謀な場所を市町村が指定するとも思えませんし、その議論の中には、道庁さんがゼロカーボンを目指していくということで、しっかりと伴走支援していくという説明も昨年度の審議会でごなされていましたし、環境省もそういった取組を省庁横断的に支援していくという姿勢

を表していますので、そういったことを踏まえて、国のようやく出てきたガイドラインはありますけれども、そういったものをちゃんと見ながら、市町村が取り組もうとしていることを道でも支援できるような、そういう取組にしていただければと思っております。

やみくもなという言葉もあれですけれども、単なる再エネ設備の導入のための促進区域ではなくて、地域課題を解決するというのがこの肝でもあると思いますので、ぜひ、進めていく中で、市町村によっていろいろ濃淡があると思いますけれども、進めていこうというところには、道のほうでも寄り添って、専門家の派遣などもしっかりして行って、保全については専門家の意見も踏まえていくということを進めていただければと思っております。

○山中部会長 私は、今日から議論に加わっているので、これまでの資料から受けた印象は、小林（ユ）専門委員からあったように、どこの地域を再エネ促進するために簡略化するのだと思っていましたけれども、今の小林（ユ）専門委員の説明では、それも一つのものなのだけれども、本当に地域のエネルギー収支なり地域の課題を考える中でこういうものを進めなければならないという話なのか、私は、あれ、そうなのかと気が付きましたが、事務局にご説明をお願いしたいと思います。どうなのでしょう。

○事務局（尾原課長補佐） 基準の設定に特化して、簡略化し過ぎた資料になってしまったことを最初におわびさせていただきたいと思えます。

小林委員のご指摘、ご意見はもっともだと思ってお聞きしていました。単純に市町村が風力を入れたらいいか、太陽光パネルを入れたらいいかという議論には、その市町村がこれから先どんなまちづくりをしていって、併せてどういった形でゼロカーボン達成していこうかと、単なる再エネ施設の導入ではなくて、そのまちづくり、地域づくりに根差した議論が今後展開されていくということは我々も承知しております。

先ほどお言葉がありました道としての伴走支援も、今年度から、地域の脱炭素化、この協議会をつくるサポートとか、温暖化対策推進計画のサポート、伴走支援に、ちょうど事業を立ち上げて取り組んでいるところでございますし、そういった市町村の取組を妨げることはないよう、この基準についてもなるべく速やかに設定していきたいと考えているところでございます。

○山中部会長 つまり、地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策促進法というものに関しては小林（ユ）専門委員の言うところですが、今日は基準についての議論をしたという形なのですね。

○事務局（尾原課長補佐） おっしゃるとおりでございます。

この基準をつくった暁に、地域脱炭素化促進区域にかかわらず、事業の制度ができるわけでございますけれども、それが再エネ設置、地域のまちづくり、ゼロカーボンの達成に向けて唯一の方法だとは思っていませんので、その一つの方法を整備するための作業かなと考えているところでございます。

○山中部会長 分かりました。

今日は基準の議論をしていたのですけれども、小林（ユ） 専門委員からは、もう少し広い視点で法を考えていったらどうかという意味合いの意見だと思います。ぜひとも、先ほどの条例の中でも、こういうことを考えながら条例の見直しを進め、その中でこういう視点を考えてほしいということだと思いました。

ほかに意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中部会長 正直に言って、ここで決まったとか決まらないとか、こうなのだというところは、今の情報ではなかなか言いづらいところがあります。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 今、オンラインで入っておられる方は見ていると思うのですけれども、北海道環境審議会の児矢野委員から、私はCCだったのですが、今朝、メールが入っていました。道庁の浦田さん宛てにあって、私から、今朝、児矢野委員の意見も紹介してほしいと言ったのですけれども先ほど紹介されなかったので、メッセージに張りつけました。

今日は時間がないので致し方ないと思うのですけれども、この件についてもきちんと事務局から答えるように対応してください。

よろしくをお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 児矢野委員からそういったご要望を伺っていて、こちらの対応が遅れていてこの部会に間に合わなかったのですけれども、確実に対応させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○中村委員 よろしくをお願いします。

○山中部会長 今、いろいろと意見があって、これでいいのか、部会としてご意見したことになるか分からないのですが、事務局としてどうでしょうか。座長としても、こうですとはなかなか言えないところなのです。

○事務局（尾原課長補佐） 今後は、たたき台を我々事務局としてつくっていく作業になりますので、その大きな方向性として、17ページの道基準の設定の考え方について、大きな異論やご意見がない限りにおいては、こういった形で進めさせていただいて、また具体的な道基準としての形が見えてくると、ご議論をいただきたくなると思います。

特段、ここはすごく大きな間違いがあるのではないか、このままたたき台の作成に進むのはまずいのではないかということではない限りは、このまま進めさせていただけるとありがたいと考えております。

○山中部会長 ここはまだ抽象的なので、たたき台をつくって、ただ、ここの委員からたくさん出ているのは、進め方については、ほかの部会等の意見も聞きながら、かなり慎重に進めなければいけないということがこの部会の意見になると思いますが、いかがでしょうか。

○山中部会長 中村委員。

○中村委員 以前、既に去年の段階でばたばたして、国が基準を出すのが遅れたのですけれども、それと並行した形で意見聴取をしているのです。私も含めて、様々な方が促進区域から排除する場所についての意見を出しています。

ということで、今後、まとめるに当たっては、まずは一旦、どなたかどんな発言をされたのか、出しっ放しで、その後、何も応答がないので、どんな意見が出されたのかも分かりません。

ということで、まずは、全ての委員から聴取できた意見を一覧で教えていただいて、道としてこういう考え方で原案をつくったという示し方をしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○山中部会長 多分、普通の進め方として、こういう意見があつて、それに対して道がどう考えているかを示しながら次に進むというのは一般的な方法なので、それをやっていただくということが重要です。

○事務局（尾原課長補佐） 昨年度、審議の中でいただいた意見も含めまして、議論を継続していると思っておりますので、いただいた意見、道としての考えをお示ししてないものについては、全てをまとめて全員に共有した上で、たたき台として併せてお示しして議論していただくことで対応させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○中村委員 よろしくをお願いします。児矢野委員の意見は、あの段階はまだ国が示されていなくて、言わばフライング状態だったので、改めてやってほしいという意見まで出しました。ただ、これは時間的な制約もあって、あんまり手続論をもたもたやってしまうと本質論に入れないので、その辺は、事務局が児矢野委員と話しながら、なるべくよい方向で向かうようにやっていただければと思います。

○山中部会長 今の中村委員の形で進めていただければいいと思うのですが、特に発言はありますか。

○中津川委員 環境審議会だけではなくて、環境影響評価審議会という別の審議会があります。むしろそっちのほうがメインではないかという気がするので、そちらの意見を聞いてほしいです。また、環境アセス的に淡々とやればいいのかではなく今や1か所の評価ではなくて、複合的評価といって、いっぱいある風車をどう評価するのかみたいなことがアセスで審議されていると思いますので、その辺はアセスの審議会の意見を聞いたほうがいいと思います。

補足です。

○山中部会長 ありがとうございます。とても重要な意見だと思います。

それでは、今の意見に従って、事務局のほうで対応していただきたいと思います。

その他の議題ですが、特にありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中部会長 それでは、事務局から何かありますか。

○事務局（矢花課長補佐） 次回の部会の開催時期についてでございますけれども、今、日程調整中でございます。7月上旬に第2回目の部会を開催したいと考えてございます。具体的な日時等が決まりましたら再度ご連絡差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山中部会長 以上で本日の議題は終了となりますが、ほかに皆さんから何かありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中部会長 大変拙い議事進行で30分遅れてしまいましたが、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（佐々木課長） 山中部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

以 上